

記者発表資料

平成28年 11 月 25 日(金)

保健福祉部社会福祉課

担当:社会福祉係 千葉(内線 432)

平成28年鳥取県中部地震災害義援金受付期間の延長について

— 日本赤十字社を通じた義援金の受付期間を、平成 29 年3月末まで延長します —

- 平成 28 年 10 月に鳥取県内で発生した地震被害に伴い、これまで、日本赤十字社が行う義援金受付にあわせ、本市でも義援金を受け付けてまいりました。
- このたび、日本赤十字社における義援金の受付期間が延長されたことから、本市における義援金受付も延長いたしますのでお知らせします。
- なお、募金箱受付分は、11 月末分までで一旦取りまとめ送金する予定です。

【義援金について】

- ◆ 受付期間 平成28年10月27日(木)から平成29年3月31日(金)まで
(当初受付期間:平成28年10月27日(木)から平成28年11月25日(金)まで)
※4か月延長
- ◆ 現金での寄附を希望する場合
(1)市役所正面玄関、階上出張所、大島出張所、唐桑総合支所保健福祉課(燦さん館)、本吉総合支所保健福祉課、気仙沼市立病院、市立本吉病院の各窓口に募金箱を設置しています。
(2)受領証が必要な方は、各窓口に現金を持参してください。
※市役所の場合は、保健福祉部社会福祉課(ワン・テン庁舎2階)へお越しください。
- ◆ 銀行振込での寄附を希望する場合
別紙(裏面)のとおり
- ◆ 税制上の措置
個人については、所得税法第78条第2項第1号、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金に該当します。法人については、法人税法第37条第3項第1号に規定する寄附金に該当します。

別紙（振込口座等）

	日本赤十字社「本社」が受け付ける義援金			日本赤十字社「鳥取県支部」 が受け付ける義援金		
口座名義	日赤平成 28 年 鳥取県中部地震災害義援金		日本赤十字社		日本赤十字社鳥取県支部 支部長 ^{ひらい} 平井 ^{しんじ} 伸治	
銀行名 ・ 支店名 ・ 口座番号	ゆうちょ銀行・ 郵便局	00180-8-514217	三井住友銀行 すずらん支店	2787492	山陰合同銀行 鳥取県庁支店	3642728
			三菱東京 UFJ 銀行 やまびこ支店	2105487		
			みずほ銀行 クヌギ支店	0620324	鳥取銀行 鳥取県庁支店	305738
受領証	通信欄に「受領証希望」と記載する		日赤本社パートナーシップ推進部へ 依頼する (☎ 03-3437-7081)		日本赤十字社鳥取県支部総務課へ 依頼する (☎ 0857-22-4466)	
注意点	1) 口座は全て普通預金 2) 金融機関によって、振込手数料がかかる場合があります。					